

地方創生の実現に向けた住まい・まちづくり分野での取組

住宅金融支援機構は、住まい・まちづくりへの支援を通じて地方創生の実現に協力します。

住宅金融支援機構では、「我が国の住生活の向上に貢献する」という経営理念のもと、地域の住まい・まちづくりの課題解決に、地方公共団体等と連携して取り組んでいます。

人口減少や少子高齢化という深刻な社会状況を踏まえ、特にコンパクトシティ化、住み替え、空き家対策、災害に強いまちづくり、高齢者の居住の安定など、地域の抱えるニーズに応えるべく、地方創生を金融面から支援しています。

また、東日本大震災からの復興、災害発生時における住宅再建支援に対し、国・地方公共団体・地元金融機関などとの緊密な連携により、災害復興住宅融資など被災者の方々に対して金融面からの支援を行っています。

加えて、地域金融機関と協調して、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の供給を支援しているほか、マンションの維持・再生等に対する金融パッケージとして提供するなど、地域の住まい・まちづくりを支援しています。

中心市街地の活性化への支援

住宅金融支援機構では、密集市街地などの都市機能更新や防災性能の向上を図るため、市街地再開発事業等の初動期から完了までの各段階の資金需要に対応した融資制度を用意しています。

平成26年9月に竣工した佐世保市の栄・常盤地区再

開発事業は、平成12年から長い年月を経て事業化され、機構は初動期資金及び建設資金を融資しました。中心市街地の恵まれた立地特性を活かした多機能な複合施設を整備することにより、都市機能の充実が図られるとともに中心市街地の活性化に寄与しています。

< 栄・常盤地区第一種市街地再開発事業（長崎県佐世保市） >



再開発事業による市街地復興への協力

東日本大震災において津波により甚大な被害を受けた石巻市等では、居住と都市機能の再生を図るため、中心部において市街地再開発事業が複数進行しています。

住宅金融支援機構では、平成24年度に宮城県石巻市の「中央三丁目1番地区」、平成25年度に同市の「立町二丁目5番地区」、平成26年度に同県塩釜市の「海岸通1番2番地区」の再開発事業の準備組合等に初動期資金を融資し、再開発事業への協力を通じて市街地の復興を支援しています。

< 中央三丁目1番地区第一種市街地再開発事業完成イメージ図 >



災害に備えた地方公共団体との新たな協定の締結

住宅金融支援機構は、東日本大震災への対応における経験や昨今の自然災害が頻発する状況に鑑み、平時からの地方公共団体との連携をより強固にしていくため、従来締結していた協定の内容を見直し、地方公共団体と新たな「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定」を締結する取組を進めています。

〈新たな協定を締結した都道府県及び政令市等（順不同）〉
平成27年7月1日現在：30

北海道 札幌市 青森県 栃木県 群馬県 東京都 新潟県 石川県 福井県
山梨県 浜松市 三重県 滋賀県 京都府 京都市 大阪府 大阪市 堺市
兵庫県 神戸市 奈良県 和歌山県 呉市 山口県 福岡県 福岡市
北九州市 佐賀県 熊本市 大分県



第1号となった栃木県知事との災害協定締結式
(平成26年12月10日)

災害発生時の迅速な対応

住宅金融支援機構は、災害発生時に、地元都道府県・市町村との連携のもと、職員を現地に派遣し、融資や返済に関する相談業務を実施しています。また、地元金融

機関との連携により、現地での災害復興住宅融資等の申込受付などきめ細かい対応に取り組んでいます。

〈例〉広島市における大雨による土砂災害

- ・発生日：平成26年8月20日
 - ・相談窓口への職員派遣：平成26年9月21日ほか、計3回
 - ・地方公共団体の支援策：広島市が特別融資を実施
- 長野県神城断層（白馬村・小谷村）地震
- ・発生日：平成26年11月22日
 - ・相談窓口への職員派遣等：平成26年11月25日ほか、計5回
 - ・地方公共団体の支援策：県による利子補給制度の実施等



長野県神城断層地震の被害状況
(平成26年11月)

地域金融機関と協調したサービス付き高齢者向け賃貸住宅の供給支援

住宅金融支援機構では、平成23年11月から高齢者の居住の安定を確保することを目的として、建設資金等の融資を通じてサービス付き高齢者向け賃貸住宅の供給を支援しています。

特に平成25年12月より民間金融機関との間で協定を

締結し、協調融資を実施する体制整備に着手しました。これにより、地域のニーズや市場動向に精通した地域金融機関と住宅金融支援機構との適切な連携により、良質なサービス付き高齢者向け賃貸住宅の供給を促進しています。

〈協調融資の協定締結先機関（順不同）平成27年7月1日現在：39〉

帯広信用金庫、遠軽信用金庫、苫小牧信用金庫、空知信用金庫、旭川信用金庫、北空知信用金庫、札幌信用金庫、伊達信用金庫、北日本銀行、仙南信用金庫、武蔵野銀行、千葉銀行、君津信用組合、東日本銀行、朝日信用金庫、山梨県民信用組合、八十二銀行、長野信用金庫、飯田信用金庫、静岡銀行、島田信用金庫、高山信用金庫、名古屋銀行、碧海信用金庫、大阪厚生信用金庫、のぞみ信用組合、兵庫信用金庫、京都銀行、京都中央信用金庫、もみじ銀行、呉信用金庫、山口銀行、愛媛銀行、北九州銀行、福岡中央銀行、福岡ひびき信用金庫、佐賀銀行、佐賀共栄銀行、豊和銀行

緊急経済対策への取組

緊急経済対策に伴う制度拡充により住宅市場の活性化と質の高い住宅の普及に貢献します。

足下の景気状況に対応するため、政府は平成26年12月に「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を策定し、その中で「フラット35S」の金利引下げ幅の拡大や省エネ住宅に関するポイント制度の実施等の住宅市場活性化策を盛り込みました。

住宅金融支援機構では、緊急経済対策に掲げられた住宅市場活性化を推進するとともに、省エネルギー性に優れた住宅等、質の高い住宅の取得を支援するため、平成26年度補正予算に盛り込まれた次の制度拡充を実施しています。

【フラット35】Sにおける金利引下げ幅拡大

省エネルギー性に優れた住宅等、質の高い住宅の取得を支援するため、「フラット35S」の制度拡充（金利引下げ幅を年▲0.3%から年▲0.6%に拡大）を実施しています。

本制度拡充については、平成27年2月9日（月）に資金をお受け取りになる方から適用し、平成28年1月29日（金）のお申込受付分までが対象となります。

金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】S (金利Aプラン)	当初 10 年間	【フラット35】の お借入金利から 年▲ 0.6%
【フラット35】S (金利Bプラン)	当初 5 年間	

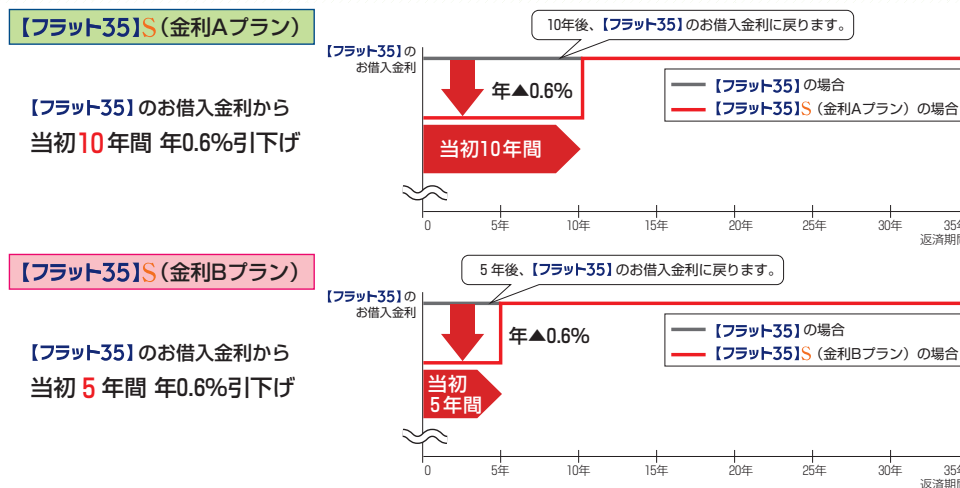
※ 【フラット35】Sの金利引下げ幅を年▲0.3%から年▲0.6%に拡大する制度拡充には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、制度拡充終了日を前倒しすることとなります。

※ 制度拡充終了後のお申込受付分から、【フラット35】Sの金利引下げ幅は制度拡充実施前と同じ年▲0.3%になる予定です。

【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35Sサイトでお知らせします。

(注) 【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入及び中古住宅の購入の際にご利用いただけます（【フラット35】借換融資には利用できません）。

〈金利引下げイメージ図〉



【フラット35】（買取型）の9割超融資の金利引下げ

「フラット35（買取型）」の9割超融資について、9割以下融資の場合と比べて上乗せしている金利を引き下げています。

本制度拡充については、平成27年2月9日（月）に資金をお受け取りになる方から適用し、平成28年1月29日（金）のお申込受付分までが対象となります。

保険料率の引下げにより、民間金融機関の住宅ローン貸出しを支援し、住宅市場を活性化

民間金融機関の住宅ローン貸出しに対する公的な信用保険である住宅融資保険について、保険料負担の軽減を通じて住宅取得の需要を喚起し、住宅投資の拡大を図るため、保険料率の引下げを実施しています（つなぎ融資（特定短期ローン保険及び短期ローン保険）は対象外で

す。）。

本制度拡充については、平成27年2月9日（月）に資金実行される住宅ローンから適用し、平成28年1月29日（金）のお申込受付分までが対象となります。

〈参考〉保険料率について

保険種別		平成27年度保険料率（引下げ前）	経済対策による引下げ期間中の保険料率（平成27年度）
個人ローン保険		0.28%、0.33%、0.38%、0.43% ^{※2}	0.11%、0.13%、0.15%、0.20% ^{※2}
特定個人ローン保険（民間金融機関融資型）		0.58%、0.63%、0.68%、0.73% ^{※2}	0.11%、0.13%、0.15%、0.20% ^{※2}
特定個人ローン保険（フラット35パッケージ型）	融資率9割以下	0.71%、0.87%、0.99% ^{※2}	0.11%、0.15%、0.20% ^{※2}
	融資率9割超	0.89%、1.05%、1.17% ^{※2}	0.11%、0.15%、0.20% ^{※2}
特定短期ローン保険 ^{※1}		0.49%	0.49%
短期ローン保険 ^{※1}		0.43%	0.43%
特定個人ローン保険（高齢者一括返済融資型）	建設、購入又はリフォーム等	0.39%	0.15%
	入居一時金	0.61%	0.15%

※1 保険料率の引下げ対象外です。

※2 個人ローン保険、特定個人ローン保険（民間金融機関融資型）及び特定個人ローン保険（フラット35パッケージ型）の適用保険料率は、過去の付保実績等に応じて、機構において決定するため、金融機関により異なります。

災害復興住宅融資等の融資限度額を約10%引上げ

建設費の高騰等に対応し、被災地の復興を支援するため、平成27年2月9日（月）に資金をお受け取りになる方から災害復興住宅融資等の融資限度額（土地取得資金を除く。）を約10%引き上げました。

〈融資限度額〉

		引上げ前			引上げ後			(参考) (B) - (A)	
		基本融資額	特例加算額	合計 (A)	基本融資額	特例加算額	合計 (B)		
災害復興住宅融資	建設	建設資金	1,500	460	1,960	1,650	510	2,160	+ 200
		土地取得資金	970	—	970	970	—	970	±0
		整地資金	400	—	400	440	—	440	+ 40
	購入	購入	2,470	460	2,930	2,620	510	3,130	+ 200
		補修資金	660	—	660	730	—	730	+ 70
		整地資金 引方移転資金	400	—	400	440	—	440	+ 40
災害復興宅地融資		400	210	610	440	230	670	+ 60	
宅地防災工事資金融資		1,060	—	1,060	1,170	—	1,170	+ 110	

※ 東日本大震災に係る災害復興住宅融資の補修の整地資金（特例加算額）についても210万円から230万円へ引き上げています。

※ 被災親族同居加算についても570万円から630万円へ引き上げています。

※ 購入の基本融資額については、リ・ユース（中古）の場合は300万円を減じた額となります。

※ 地すべり等関連住宅融資についても災害復興住宅融資と同様に融資限度額を引き上げています。

東日本大震災に係る災害復興住宅融資等の受付期間を2年間延長

東日本大震災に係る災害復興住宅融資等の受付期間を平成29年度末まで2年間延長しました。

主な商品改善

お客さまの声を商品改善につなげています。

【フラット35】(リフォーム一体型)が誕生しました

平成27年4月20日より、中古住宅やリフォーム市場の活性化を目的とした「フラット35(リフォーム一体型)」の取扱いを開始しました。中古住宅の購入と併せて行うリフォーム工事が対象となり、リフォーム工事の内容に制限はありませんので、お客さまのニーズに応じた自由なリフォームが可能です。

また、「フラット35」の技術基準を満たさず、その

※ 【フラット35】及び【フラット35】Sの技術基準につきましては、フラット35サイト (<http://www.flat35.com>) をご覧ください。

ままでは「フラット35」を利用できなかった住宅についても、リフォーム工事により当該技術基準を満たすときは、「フラット35」をご利用いただけます。

更に、リフォーム工事により「フラット35S」の技術基準に適合するときは、「フラット35S」もご利用いただけます。

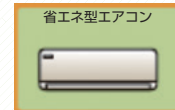
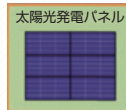


中古住宅購入



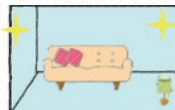
リフォーム例①

省エネ設備の設置や水回りのリフォーム



リフォーム例②

壁・天井クロスの貼り替え



リフォーム例③

【フラット35】Sの対象とするためのリフォーム
(浴室及び階段への手すりの設置など)



リフォーム工事

【フラット35】では、太陽光発電の売電収入を年収に加算できます

「フラット35」において、平成27年4月のお申込みから、太陽光発電の売電収入を年収に加算できるようになりました。年収に加算することにより、「フラット35」の借入可能額を増額できる場合があります。

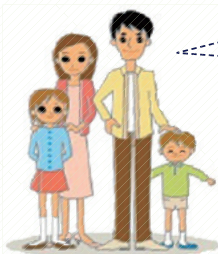
(注1) 住宅金融支援機構が定める計算基準で算出した金額が年収に加算できます。また、加算できる上限額は、発電出力kW数に応じて異なりますので、機構が定める売電収入の上限額表をご覧ください。

(上限額表：<http://www.flat35.com/files/300209478.pdf>)

(注2) ご融資対象とならない太陽光発電設備で発電した電力の売電収入は、年収に加算できません。



こんな方にオススメです！



太陽光発電設備を搭載したいけど、初期費用が増えるから、自己資金足りるかな…



「フラット35」では、売電収入を年収に加算できる場合があります。年収に加算することにより、お借入希望額を増額し、初期費用増の負担が軽減できる場合があります。

「住宅融資保険」では、住宅の建設、購入費用に対するリバースモーゲージ型住宅ローンも保険の対象としました

平成27年4月20日より、住宅のリフォームに関する費用又はサービス付き高齢者向け賃貸住宅の入居一時金のほか、住宅の建設又は購入に関する費用に対するリバースモーゲージ型住宅ローンも保険の対象としました。

『住・My Note』(ご返済中のお客さま向けインターネットサービス)のサービスを拡充

『住・My Note』とは、「フラット35(買取型)」や機構(旧公庫)融資をご返済中のお客さまが、インターネットを通じて、一部繰上返済のお申込みや住まいのお手入れ情報などの閲覧をすることができるサービスです。平成22年11月のサービス開始後、累計で約5万1,000件の「お客様ID」を発行しております(平成27年6月末現在)。

従来、金融機関の窓口で受け付けていた100万円から

の一部繰上返済について、お客さまのニーズを踏まえ、『住・My Note』で10万円からの一部繰上返済をお申込みいただけるようになりました(平成26年7月より実施)。

今般、一部の金融機関のお客さまを対象として、『住・My Note』で住所変更等の届出を受理する機能を拡充し、利便性を向上させました。

また、住まいのお手入れ情報や家計の節約術等の情報提供も開始しました(平成27年6月より実施)。

『住・My Note』サービスメニュー

お手続き

● ご契約情報の照会

ご契約情報(借入金額、返済日、毎月の返済金額等)をご確認いただけます。また、一部の金融機関では住所変更等の届出ができます。ご利用可能な金融機関は、機構ホームページでご確認ください。

● お借入金残高の照会

● 繰上返済シミュレーション

● 一部繰上返済のお申込み

金融機関へご来店等いただくことなく、10万円から手数料無料で一部繰上返済のお申込みができます。

● 書類の発行依頼

住宅ローン控除用の融資額残高証明書、現在の残高証明書、返済計画表(償還予定表)について、書類の発行依頼ができます。

お役立ち情報

● お役立ち情報の閲覧

住まいのお手入れ情報や家計の節約術などの情報をご覧いただけます。



※ 『住・My Note』のご利用に当たっては、「お客様ID」が必要です。お客様IDの申込方法等は、『住・My Note』サイト (<https://www.su-mynote.jhf.go.jp/>) でご確認ください。

団信特約料のクレジットカード払いを取扱開始

「機構団信の特約料は1年分まとめた支払であり、金額も大きく、忘れた頃に引き落とされるので払いにくい。」というお客さまの声を受け、平成27年1月より、2年目以降の特約料のお支払についてクレジットカード払いをご利用いただけるようになりました。

団信カード払い専用サイト

下記のURLから、クレジットカード払いをご申請いただけます。

<https://www.jhfdc.card.jp/>



団信カード払い専用サイトから、簡単にアクセスできます。



● ご利用可能なお支払回数は、一括払い、2回払い、ボーナス一括払い又は分割払い(3回払い、6回払い、10回払い又は12回払い)のいずれかです。

※ ご利用されるカード会社によりご利用いただけないお支払回数があるほか、お支払回数によっては、ご利用されるカード会社が定める手数料をお支払いただく必要があります。

● クレジットカード払いをご希望の場合は、Web又は書面による手続きが必要です。

詳細掲載ページ

詳細については、下記のURLをご覧ください。

<http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/danshin/card.html>

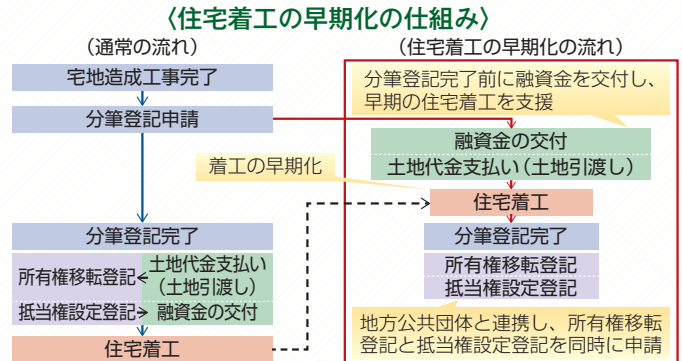
東日本大震災からの復興を支援

住宅金融支援機構は、東日本大震災からの住まいの復興支援に取り組んでいます。

防災集団移転促進事業等の団地における早期の住宅着工を支援

「住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第五弾）」（平成26年5月27日復興庁公表）に掲げられた「造成工事から被災者による住宅着工までの期間の短縮」を円滑に実施するため、国、地方公共団体等と連携し、土地の所有権移転登記後の抵当権設定登記を確実にを行う手続を定めて、防災集団移転促進事業等により造成された宅地の分筆登記完了を待たずに融資金をお渡しできる仕組みを構築しました。

これにより被災された方による早期の住宅着工を支援しています。



避難指示解除区域等への住民の帰還支援（改正福島復興再生特別措置法関連）

原子力災害による避難指示の解除後に当該避難指示解除区域に帰還し住宅再建を行うケースでは、これまで災害復興住宅融資を利用するには、従前居住していた住宅が被災したことを証する「り災証明書」が必要でした。

住宅金融支援機構では、平成27年5月の福島復興再生特別措置法改正を受け、避難指示解除区域等への帰還を支援するため、当該区域内に平成23年3月11日時点でお住まいになっていた方が、当該区域を含む市町村に住宅を建設又は購入される場合は、り災証明書がなくても、災害復興住宅融資をお申込みいただけるようにしました。

〈災害復興住宅融資の取扱い（赤枠内が変更箇所）〉

居住地の状況		住宅を建設又は購入する場所	災害復興住宅融資り災証明書の提出
被災時（平成23年3月11日時点）	借入申込日時点の避難指示の状況		
避難指示の対象になった区域	避難指示が継続している区域 ・帰還困難区域 ・居住制限区域 ・避難指示解除準備区域	被災時の居住地と同一の市町村内	不要
		被災時の居住地と異なる市町村内	不要
	上記の避難指示が解除された区域 ・避難指示解除区域	被災時の居住地と同一の市町村内	必要→不要
		被災時の居住地と異なる市町村内	必要

住宅再建相談会を多数開催

住宅金融支援機構では、被災された方々の住宅再建を支援するため、震災発生以降継続して、各被災地で国や地方公共団体と連携した現地相談会を開催しています（平成23年3月末から平成27年3月末まで累計1,322回）。

平成25年4月からは、岩手・宮城・福島の3県においては岩手県居住支援協議会、みやぎ復興住宅整備推進会議及び福島県居住支援協議会との共催で、「住宅再建相談会」を定期的に開催し、資金計画や融資のご相談だけ

でなく、各種助成制度や住宅のプランなどの幅広い内容をワンストップでご相談いただけるよう取り組んでいます。

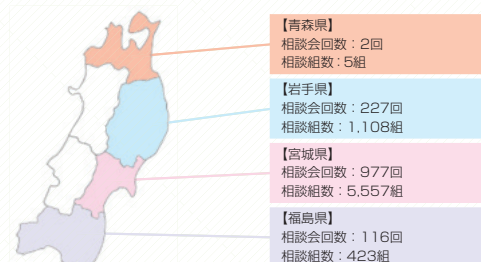
また、昨年度からは民間金融機関とも協力して現地相談会を開催しています。

そのほか、釜石市に三陸復興支援センターを開設するなど、融資相談についてより迅速な対応を行える体制づくりをしています。

〈相談会の様子〉



〈東北地方の現地相談会の相談実績（平成23年3月～平成27年3月）〉



機構MBSの現況

安定的な起債により、日本の証券化市場の育成に取り組みます。

機構MBSによる資金調達により低利・長期・固定金利住宅ローンのご提供を実現

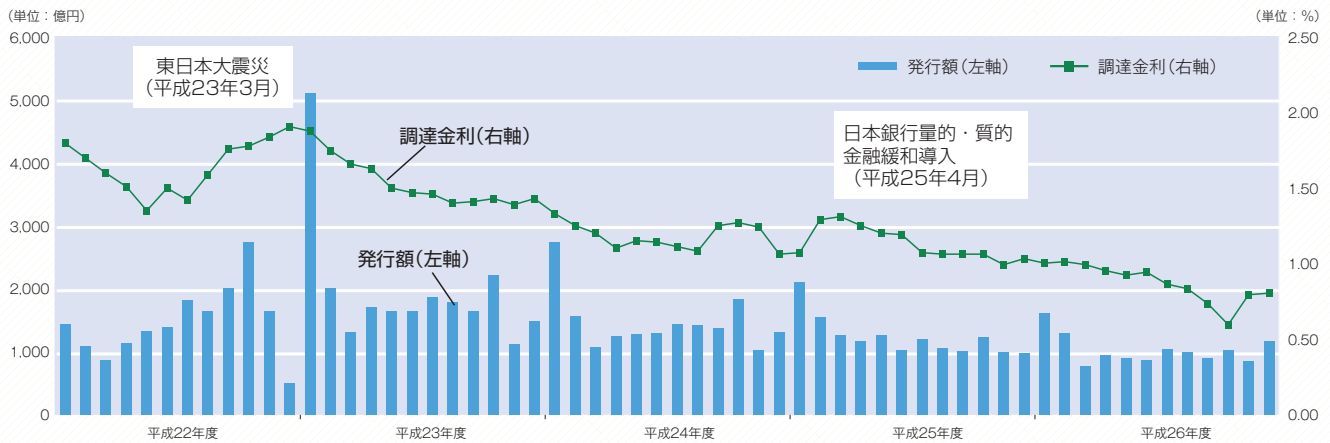
機構MBSによる資金調達に関し、丁寧なIR活動等を通じてより多くの投資家に機構MBSへの投資に参加していただいたことで、国内外の様々な金融環境の変化の中においても安定的な資金調達を実現しました。

また、平成27年1月には機構MBSによる調達金利が

住宅金融支援機構史上最低（0.60%）となるなど、効率的な資金調達に成功し、お客さまへの低利かつ全期間固定金利の住宅ローンのご提供を実現しています。

※ 「フラット35」の金利は、調達金利、住宅金融支援機構が事業運営するための費用及び取扱金融機関の手数料で構成されています。

〈機構MBS発行額と調達金利〉



MBS市場に参入する投資家の範囲を維持・拡大するための取組

積極的な情報発信及び丁寧な投資家向けの広報活動を行った結果、月次の機構MBSの発行ごとに60~100社程度（推定）の投資家の参加を実現しました。

投資家の認知度及び理解度の向上を図るための活動

- ・投資家への個別訪問（国内272社、海外16社）
- ・投資家説明会の開催
- ・証券会社等が投資家向けに開催する会議において、日本のMBS市場等について講演等を実施

また、海外投資家向けには英文書類等を用いてIRを行うとともに、機構ホームページの英語情報の充実に取り組んでおります。

投資家のニーズに対応し、充実した情報提供

- ・投資家の平成27年度投資計画策定前に新規投資や投資枠の拡大を促すべく、機構の月次MBS及びSBの平成27年度の発行計画を盛り込んだ資料を提供
- ・月次MBSに関心を示している海外投資家に対し、効率的かつスピード感のある対応をするために電話会議を活用

法人の財務状況等（平成26年度決算）

主な資産の状況

「フラット35（買取債権）」の平成26年度末残高は約12兆円になりました。

買取債権残高は年々増加しており、機構が保有する住宅ローン債権残高の約半分を占める状況になりました。

主な負債の状況

MBS等の金融市場からの調達「フラット35」の業績伸張等により増加する一方、国からの借入れである財政融資資金借入金はいわゆる債権管理勘定の貸付金残高の減少に伴い減少しています。

損益の状況

法人全体では2,824億円の当期総利益を計上しています。

〈証券化支援勘定〉

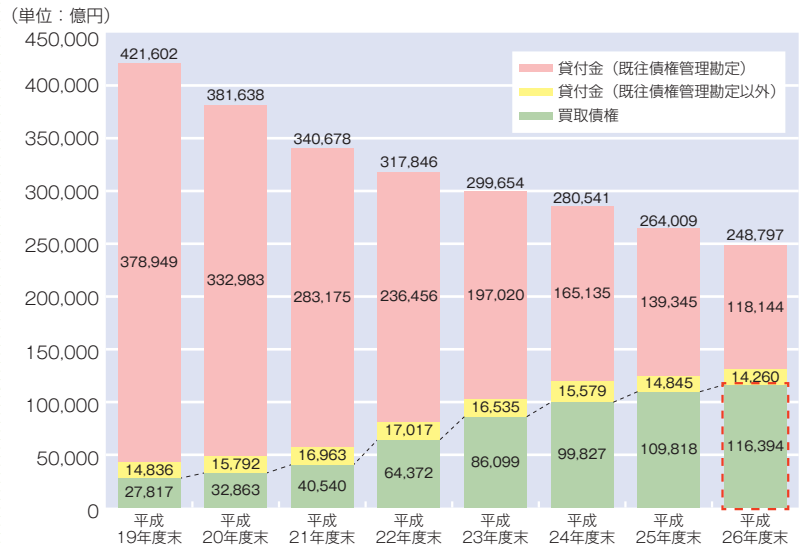
証券化支援勘定の当期総利益は、買取債権残高が増加したことや適切な債権管理を行ったこと等により、789億円となりましたが、将来のリスクに備えるため、利益全額を主務大臣の承認を経て、独立行政法人通則法第44条第1項の積立金としています。その結果、積立金は1,458億円となります。

証券化支援勘定（買取型）の信用リスク及び金利変動リスクについては、収益の発現に対して費用（損失）の発現が遅れる傾向があり、融資期間前半の利益で後半の損失を賄う損益構造となっているため、当初に発生する利益剰余金を積立金とし、その後の損失発生時に積立金を取り崩すこととしています。

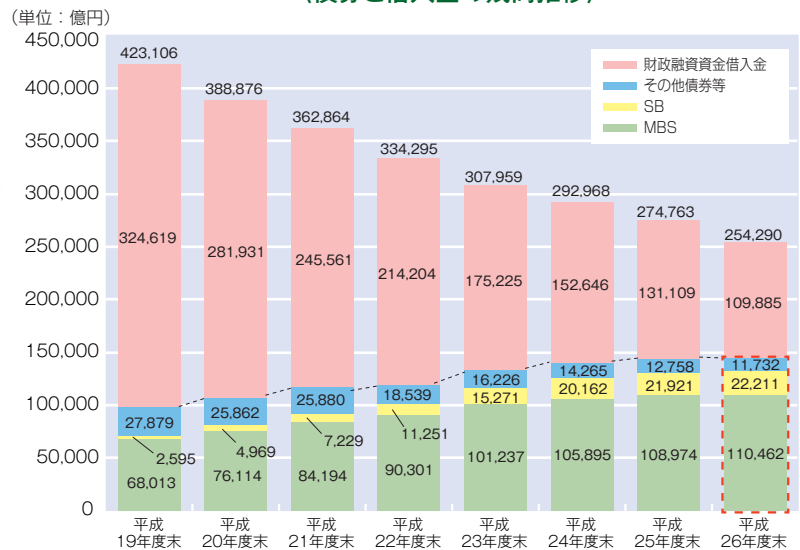
〈既往債権管理勘定〉

既往債権管理勘定の当期総利益は、適切な債権管理を行ったこと等により、1,760億円となりました。これにより、繰越欠損金が1,084億円となりました。

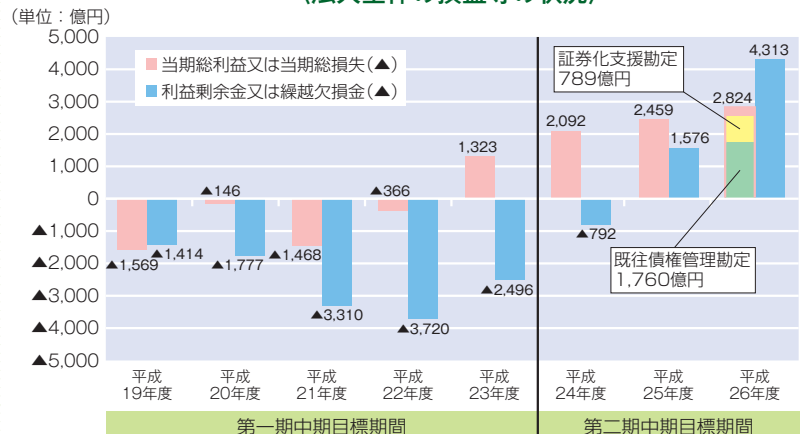
〈買取債権と貸付金の残高推移〉



〈債券と借入金の残高推移〉



〈法人全体の損益等の状況〉

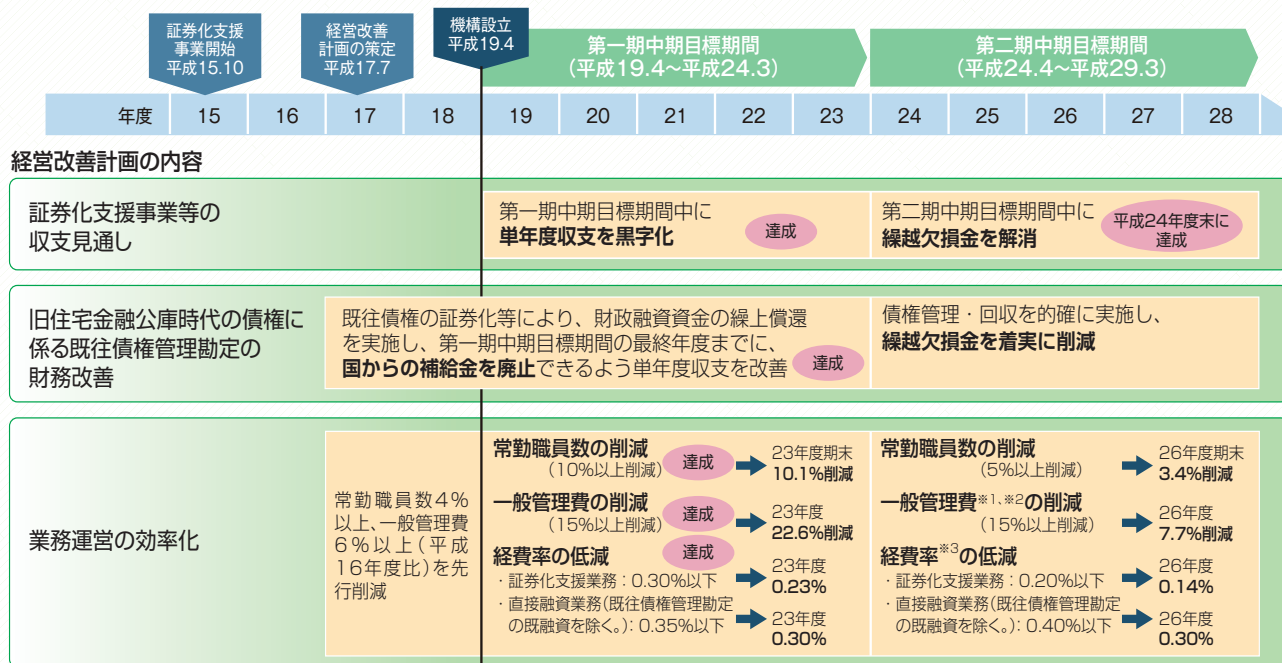


※ 平成26年度の利益剰余金には、証券化支援勘定における将来の信用リスク等の発現に備えるための積立金1,458億円（利益処分後）及び団体信用生命保険事業における積立金3,040億円を含んでいます。

業務運営の効率化

住宅金融市場の中で、自立的な経営のもと、民間金融機関の支援・補完を推進するため、着実に業務実績を積み重ねながら、業務運営の効率化及び財務内容の改善に努め、第一期中期目標を達成しました。

また、証券化支援事業等の収支について、第二期中期目標期間中に繰越欠損金を解消する目標を前倒して達成しました。そのほかの第二期中期目標も達成に向けて着実に取り組んでまいります。



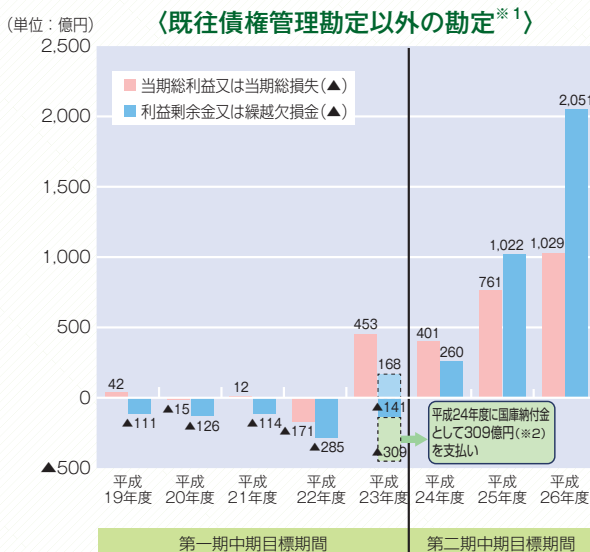
※1 委託費(業務委託分を除く。)、臨時職員等の賃金、事務用品費等
 ※2 第二期中期目標期間の一般管理費においては、別途政府の方針により削減目標が与えられる人件費及び機構の自動努力ではコントロールできない公租公課等については含めていない。
 ※3 経費率 = (事務関係費 + 業務委託関係費 - 受託手数料) + 債券発行関係費 + 減価償却関係費 ÷ 買取債権等平均残高

財務内容の改善

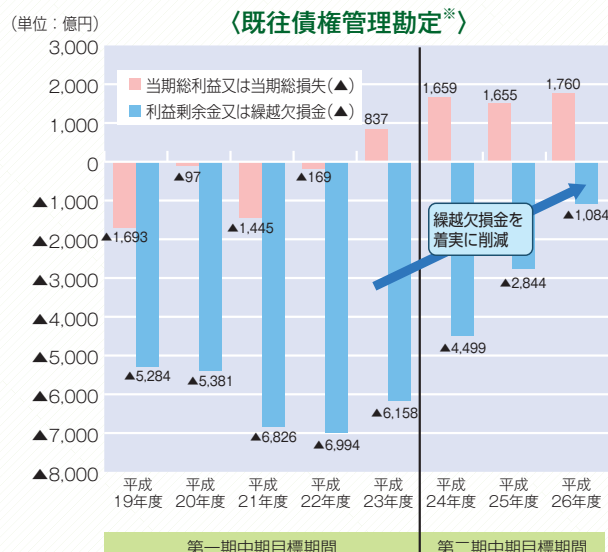
既往債権管理勘定以外の勘定では、引き続き利益剰余金を計上し、既往債権管理勘定においても繰越欠損金を着実に削減していることから、財務内容は順調に改善が図られていると言えます。

これらは、機構融資や「フラット35」を取扱いいた

たく金融機関の皆さまとともに、支店をはじめ職員一丸となって「フラット35」等の営業推進及び債権管理・回収業務に真摯に取り組んだ結果、「フラット35」の業績伸張による買取債権残高の積み上がりに伴い、資金運用収益が増加したことや、延滞の減少に伴い必要な貸倒引当金が減少したこと等が要因であると考えます。



※1 保証協会承継業務に係るものを除きます。
 ※2 住宅融資保険勘定：21.2億円、財形住宅資金貸付勘定：287.4億円



※ 既往債権管理勘定とは、平成16年度以前に旧住宅金融公庫が申込を受理した債権の管理回収に係る勘定です。

高度な調査研究を行うための取組等

アジアを中心に日本の住宅金融に関する調査研究の結果を発信しています。

国外の機関との連携強化

アメリカ合衆国ジニーメイ

平成26年9月22日～23日にワシントンD.C.郊外において、ジニーメイ（米国政府抵当金庫）が主催するサミット（Ginnie Mae Summit 2014）に機構職員が参加しました。

ジニーメイとは、平成26年1月に協力関係強化の了解覚書を締結しており、今回の参加はその一環となるものです。サミットにはジニーメイの証券化に関する米国金融機関等から約600名が参加し、冒頭ではHUD（連邦住宅都市開発省）のカストロ長官が挨拶したほか、米国内の住宅ローンの現状に関するパネルディスカッションなどが行われました。

また、同年10月にジニーメイのトーザ総裁、ゲッチス副総裁ほかの方々が来訪され、日米の住宅市場についての情報交換や、今後の更なる協力関係について意見交換を行いました。



ジニーメイ トーザ総裁（写真中央）

タイ王国SMC

平成27年1月7日、タイ王国バンコク市で開催されたセミナー（Outlook Beyond : Mortgage Banks in Japan Forum 2015）において、宍戸前理事長が講演しました。

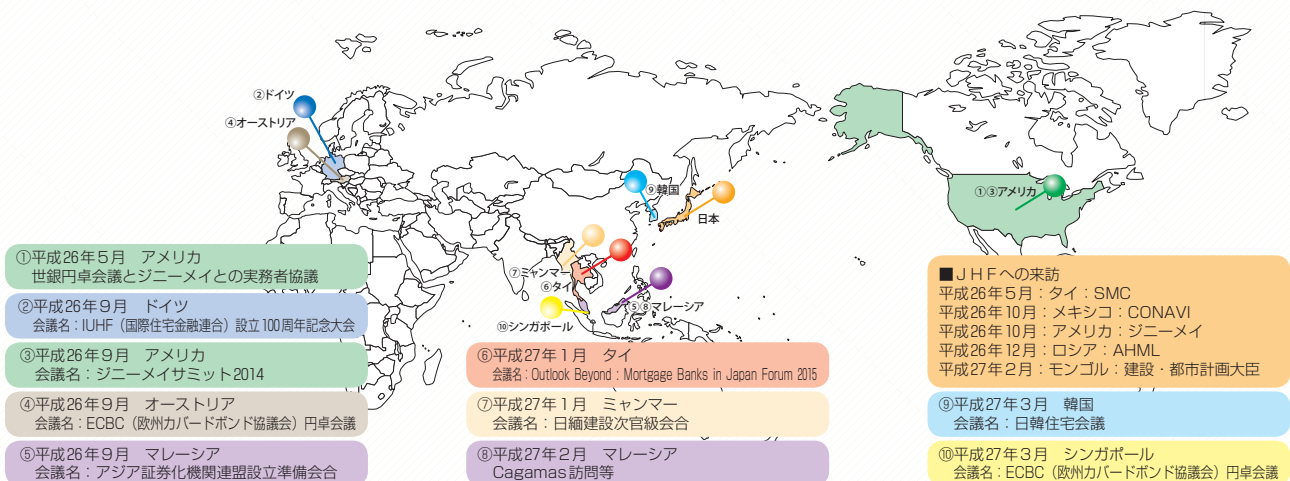
このセミナーは、平成26年2月に協力覚書を締結したタイ王国SMC（Secondary Mortgage Corporation：第二次抵当公社）が主催したもので、冒頭ではタイ王国財務省の副大臣が挨拶しました。

セミナーにはタイ国内の不動産事業者や金融機関、大学関係者など約350名が参加し、宍戸前理事長は住宅金融支援機構がこれまで日本において果たしてきた役割や、今後のアジアにおける証券化の発展などについてスピーチしました。



宍戸前理事長

アジアを中心に日本の住宅金融に関する調査研究の結果を世界にも発信



「Housing Finance Markets in Southeast Asian Countries」

日系企業の進出も多い東南アジア6か国（タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ミャンマー、ヴェトナム）の住宅金融市場について、各国の政府系金融機関や専門家にヒアリングした結果を、英語の小冊子に取りまとめました。また、各国の共通点・相違点をまとめ、最後に日本の住宅金融市場についても紹介することで、各国の担当者が他国の制度への理解を深めるのにも寄与しています。



女性活躍推進の取組

女性が実力を発揮し、活躍できる環境づくりを推進しています。

住宅金融支援機構では、職員一人ひとりのやりがいや成長を大切に、全員が実力を発揮することにより、皆さまの期待に応えて我が国の住生活の向上に貢献することを目指しています。

特に、女性が活躍することにより、多様な視点からの業務改善や新しい価値創造の契機となることを期待し、女性が活躍できる環境づくりを推進しています。

平成25年11月に策定した「女性活躍推進取組行程表」に追加や修正を加えながら、組織風土の醸成、職員の意

識改革、女性の積極的な採用・登用、就業継続のための支援等に取り組んでいます。

平成27年度新卒採用者の約4割が女性となっており、また、平成27年4月には、前身の住宅金融公庫時代も含め、初めて女性が理事になりました。

その他、育児中の女性による座談会の様子を社内イントラネットへ掲載、女性営業職員のネットワークづくりなど、女性職員の自発的な取組も行われています。

女性活躍推進取組行程表に基づいた主な取組事例

● 組織風土の醸成、職員の意識改革

- ・ 経営トップからのメッセージ
- ・ 外部有識者による講演会
- ・ 社内イントラネットを通じた情報発信
- ・ 全役職員を対象にした意識調査（年1回）

● ワーク・ライフ・マネジメント

- ・ 男性職員の育児参加休暇取得奨励
- ・ 時間外勤務削減の取組
- ・ イクメン・インタビュー

● 女性の採用、育成、管理職登用

- ・ 積極的な新卒及び中途女性採用
- ・ 退職者復帰制度の創設
- ・ 女性職員との面談
- ・ 悩みの相談窓口の設置
- ・ 女性リーダー養成研修の実施
- ・ 女性の登用目標の設定及び公表

● 就業継続のための環境整備

- ・ 両立支援制度の拡充
- ・ 男性の育児参加支援
- ・ 「育児・介護のための両立支援ハンドブック」の作成

〈女性リーダー養成研修の様子〉



〈育児中の女性による座談会の様子を社内に発信〉

どうやって仕事と子育て・家事を両立されていますか？

①夫に協力してもらっています
我が家は夫と家事を分担しています。夫には洗濯機や洗濯物をやってもらっています。

②家事は夫に任せ、平日は金曜日まで、ほとんどひとりでやっています。

③育児休暇取得を勧められています
わたしは専業主婦で、保育園の送迎の朝忙しいので、子どもが1歳半まで保育園に通っています。子どもが1歳半になると、この時期が大変です。

④育児休暇取得を勧められています
わたしは専業主婦で、保育園の送迎の朝忙しいので、子どもが1歳半まで保育園に通っています。子どもが1歳半になると、この時期が大変です。

子どもが病気の時はどう対処されていますか？

①育児休業取得を勧められています
育児休業取得を勧められています。5日間の特別給付金も取得できる制度です。

②育児休業取得を勧められています
育児休業取得を勧められています。5日間の特別給付金も取得できる制度です。

③育児休業取得を勧められています
育児休業取得を勧められています。5日間の特別給付金も取得できる制度です。

④育児休業取得を勧められています
育児休業取得を勧められています。5日間の特別給付金も取得できる制度です。

⑤育児休業取得を勧められています
育児休業取得を勧められています。5日間の特別給付金も取得できる制度です。

⑥育児休業取得を勧められています
育児休業取得を勧められています。5日間の特別給付金も取得できる制度です。

⑦育児休業取得を勧められています
育児休業取得を勧められています。5日間の特別給付金も取得できる制度です。

⑧育児休業取得を勧められています
育児休業取得を勧められています。5日間の特別給付金も取得できる制度です。

⑨育児休業取得を勧められています
育児休業取得を勧められています。5日間の特別給付金も取得できる制度です。

⑩育児休業取得を勧められています
育児休業取得を勧められています。5日間の特別給付金も取得できる制度です。

等

くるみんマークを取得

住宅金融支援機構では、仕事と家庭生活を両立させることができる働きやすい職場環境を整備するため、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を定め、様々な取組を実施してきました。平成27年7月、機構における取組が認められ、子育てをサポートしている企業に贈られる「くるみんマーク[※]」を取得しました。

※ くるみんマークとは、次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証として使用できるマークです。

